# 第4章 許可取得後の必要な手続き等

# 1 必要な手続き等

# 【許可後の注意事項】

建設業許可を取得した後に課せられる義務や必要な主な手続きは以下のとおりです。

- ・ 営業所及び工事現場には許可標識を掲示しなければなりません。 (P59参照)
- ・ 工事現場には主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。 (P60参照)
- ・ 毎事業年度終了後、4か月以内に決算変更届を提出しなければなりません。

(P64参照)

- ・ 許可の有効期間は5年間です。引き続き許可を受ける場合は、有効期間の満了の日の 3 か月前から 3 の日前までに、更新申請が必要です。 (P 3, 1 2  $\sim$  1 6  $\phi$   $\phi$ )
- ・ 商号・名称、役員、所在地などの変更をした場合は、30日以内に変更届を提出しなければなりません。 (P61参照)
- ・ 経営業務の管理責任者や専任技術者又は令3条使用人が交替した場合は、14日以内に 変更届を提出しなければなりません。 (P4, 7, 63参照)
- ・ 業種を追加する場合や一般建設業・特定建設業の区分を変更する場合は、業種追加申 請や般・特新規申請が必要です。 (P13~16参照)
- ・ 営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合は、新たな許可行政庁に対する許可換え新規申請が必要です。 (申請手続きについては、新たな許可行政庁の指示に従ってください。)
- ・ 許可業者であることを止めたり、許可の要件を欠いた場合は、30日以内に廃業届を 提出しなければなりません。(承継認可申請を行う場合を除く。)

(P4~11、64参照)

# (その他)

#### ○住宅瑕疵担保履行法に基づく届出

請負人として発注者(宅地建物取引業者は除く)に新築住宅を引き渡す建設業者は、住宅品質確保法に基づく10年間の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置(保証金の供託又は保険への加入)を講じることが義務付けられています。また、その措置の状況について、<u>年に1回の基準日(毎年3月31日)から3週間以内</u>に許可行政庁である長崎県への届出が必要です。届出を行わない場合、新たな新築住宅の請負契約の締結が禁止されるほか、履行法に基づく罰則、建設業法に基づく監督処分の対象となります。(詳細はホームページをご覧ください。)

## ○電気工事業の届出

電気工事業を営む者は、別途電気工事業法に基づく届出が必要です。建設業の許可(通知) 受理後、電気工事業を行う前に届け出てください。

【問い合わせ先】 長崎県 産業労働部 新産業推進課 (直通) 095-895-2525

#### ○浄化槽法に基づく届出

浄化槽法第21条第1項の規定による浄化槽工事業者(登録事業者)であって、「土木工事業、建築工事業、管工事業」のいずれかの許可を取得した場合、当該登録は効力を失います。この場合、廃業届を提出してください。

また、当該許可(3業種)を取得後も浄化槽工事業を営む場合は、同法第33条第3項に基づく(特例浄化槽工事業者の)届出が必要です。(詳細はホームページをご覧ください。)

#### ○建設リサイクル法に基づくの届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第23条第1項の 規定による解体工事業者(登録事業者)であって、「土木工事業、建築工事業、解体工事 業」のいずれかの許可を取得した場合、当該登録は効力を失います。この場合、廃業届を 提出してください。

# 2 工事にあたっての主な留意事項

## (1) 許可標識の掲示 —法第40条—

建設業の許可を受けた許可業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に次の標識を掲げなければなりません。

#### 〈店舗に掲げる標識〉

		建設	業 の 許 可 票	
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
35 cm 以 上	一般建設業又は 特定建設業の別	許 可 を 受 け た 建 設 業	許 可 番 号	許可年月日
			国土交通大臣 <sub>許可( ) 第 号</sub> 知事	
			国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 知事	
	この店舗で営業している建設業			
	-		· 40cm以上 ————————————————————————————————————	•

#### 記載要領

「国土交通大臣

知事」 については、不要のものを消すこと。

### 〈建設工事の現場ごとに掲げる標識〉

※現場ごとに掲げる標識の掲示義務は元請業者のみ (R2.10.1 改正)

$\uparrow$					建	設	業	の	許	可	票			
	商	号	又	は	名	称								
	代	表	者	の	氏	名								
25	主任	技術者の	)氏名	専 任	このす	<b>新</b>								
cm		資	格名	資格者	針証交付	番号								
以上	一般建設業又は特定建設業の別													
	許	可を	受じ	ナた	建設	業								
	許 可 番					号	国	土交通	大臣知事	許可	(	)第		号
$\perp$	許	可	左	F	月	日								
<u> </u>	4							5cm以上 &デジタ	ルサイン	ネージ等	争 I C ′	T機器を活	用 した掲	示可

#### 記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書きに該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を 記載すること。
- 、「国土交通大臣
  - 知事」 については、不要のものを消すこと。

## (2)主任技術者、監理技術者の現場配置 —法第26条—

許可を受けた建設業者がその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該建設工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(主任技術者)を置かなければなりません。

また、発注者から直接建設工事を請け負った(元請)特定建設業者は、下請代金の総額が 4,500万円(ただし建築一式工事にあっては7,000万円)以上になる場合、当該建設工事現場 における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(監理技術者)を置かなければなりません。

主任技術者の要件・・・一般建設業の専任技術者と同じ。

(法第7条2号イ、ロ、ハ該当)

監理技術者の要件・・・特定建設業の専任技術者と同じ。

(法第15条2号イ、ロ、ハ該当)

## (3)一括下請負の禁止 ―法第22条―

建設工事の一括下請契約は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合以外は、禁止されています。 (共同住宅を新築する建設工事は上記承諾があっても不可)

また、公共工事については一括下請負は全面的に禁止されています。(公共工事の入札及び契約の 適正化の促進に関する法律第12条)

なお、一括下請禁止違反は営業停止等監督処分の対象となります。

# ※許可業者に課せられる義務等については「よくわかる建設業法」(国土交通省 九州地方整備局作成)を参照してください。

## 【国土交通省 九州地方整備局】

₹ 812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

TEL: 092-471-6331 (代表)

URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/